

長崎県認知症介護研修等事業実施要綱

1. 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を習得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2. 実施主体

事業の実施主体は長崎県（以下「県」という。）とする。

なお、4（1）認知症介護基礎研修及び（2）認知症介護実践研修は、長崎県知事（以下「知事」という。）が指定する法人（以下「指定法人」という。）とし、指定に関する手続き等については別に定める。

また、4（3）認知症対応型サービス事業開設者研修、4（4）認知症対応型サービス事業管理者研修及び4（5）小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修については、適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に事業の一部を委託することができるものとする。この場合において、知事はその関係団体等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

ただし、4（6）認知症介護指導者養成研修及び、4（7）のフォローアップ研修については、認知症介護研究・研修東京センターにて実施するものとする。

3. 関係機関との連携

知事は、本事業の実施にあたっては、県内市町、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、介護保険施設・事業所等、地域包括支援センター等関係機関と十分に連携を保ち、円滑な事業の運営が図られるように努めるものとする。

4. 事業内容

（1）認知症介護基礎研修

研修対象者

介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という。）において、介護に直接携わる職員のうち 医療・福祉関係の資格を有さない者等とする。

実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得するための研修を、eラーニング及び講義・演習形式で実施する。標準的なカリキュラムについては別紙1の(1) - 1及び(1) - 2のとおりとする。

受講の手続き等

- ア．受講を希望する者は、指定法人が指示する様式(以下「申込書」という。)により、所属の介護保険施設・事業所等の長(以下「所属長」という。)から指定法人に申し出るものとする。
- イ．指定法人は受講の申込みに基づき、受講者を決定し、所属長に通知する。

修了証書の交付等

- ア．指定法人は、研修修了者に対し、修了証書(様式第1号)を交付するものとする。
- イ．指定法人は、研修修了者について、修了証書番号(受講者ID)、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。
- ウ．また、指定法人は作成した名簿を速やかに知事に提出しなければならない。知事は名簿の管理を行わなければならない。

実施上の留意事項

- ア．指定法人は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。
- イ．指定法人は、本事業にかかる経費と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。

費用

研修参加者は、指定法人が別途募集要項に定める費用を負担するものとする。

(2) 認知症介護実践研修

認知症介護実践研修は、「認知症介護実践者研修」及び「認知症介護実践リーダー研修」とする。

実践者研修

- ア．研修対象者

介護保険施設・事業所等に従事する職員等であって、原則として認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であり、身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者で、概ね実務経験2年程度の者とする。

詳細は、指定法人が別途募集要項にて定めるものとする。

イ．実施内容

認知症介護に関する実践的な知識及び技術を習得する研修を、講義・演習形式及び実習形式で実施する。標準的な研修カリキュラムについては別紙1(2)アのとおりとする。

実践リーダー研修

ア．研修対象者

介護保険施設・事業所等に従事する職員等であって、介護保険施設（介護保険法（以下「法」という。）第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者であって、認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過している者とする。

ただし、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者については、令和9年3月31日までの間は、本文の規定に関わらず研修対象者とする。

詳細は、指定法人が別途募集要項にて定めるものとする。

イ．実施内容

実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成する研修を、講義・演習形式及び実習形式で実施する。標準的なカリキュラムについては別紙1(2)イのとおりとする。

実習施設

介護保険施設・事業所等の有する施設であって、指定法人が適切に研修を行うことができるものと認めるもの。

受講の手続き等

- ア．受講の手続きは、申込書により、所属の介護保険施設・事業所等の長から指定法人に申し出るものとする。
- イ．地域密着型サービス事業所において、実践者研修の受講により指定基準等を満たす場合の研修申込みについては、市町（保険者）の長を通じて指定法人に申し込むものとし、市町（保険者）の長は、当該事業所から推薦された者の受講について、事業所の状況及び資格要件等を精査したうえで、受講することが適当と認められた場合には、推薦書（様式第2号）を添えて申込みを行うものとする。
- ウ．指定認知症対応型共同生活介護事業所が、当該事業所を短期利用させるための要件として実践リーダー研修を希望する場合は、市町（保険者）の長を通じて指定法人に申し込むものとし、市町（保険者）の長は、当該事業所から推薦された者の受講について、事業所の状況を精査したうえで、受講することが適当と認められた場合には、推薦書（様式第2号）を添えて申込みを行うものとする。
- エ．指定法人は、市町（保険者）の長からイ及びウの手続きを経て申込みがされた者については、本研修の受講について特段の配慮を行うものとする。
- オ．指定法人は受講の申込みに基づき、受講者を決定し、所属長及び市町（保険者）の長に通知する。

修了証書の交付等

- ア．指定法人は、研修修了者に対し、修了証書（様式第1号）を交付するものとする。
- イ．指定法人は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し管理する。
また、指定法人は作成した名簿を速やかに知事に提出しなければならないが、知事は名簿の管理を行わなければならない。

実施上の留意事項

- ア．指定法人は、事業の実施にあたって実習施設には研修責任者を配置するよう、所属長に通知するものとする。
- イ．指定法人は、研修日程等の研修実施に必要な事項について県及び認知症介護指導者養成研修修了者と協議し、要項等の策定を行い、事業に必要な講師を確保するとともに、事業の円滑な運営を図るものとする。
- ウ．指定法人は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。

費用

研修参加者は、指定法人が別途募集要項に定める費用を負担するものとする。

(3) 認知症対応型サービス事業開設者研修

研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者、又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者であって、知事が適当と認めた者とする。

実施内容

- ア．認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を習得する研修を講義・演習形式及び現場体験により実施する。標準的なカリキュラムについては別紙1(3)のとおりとする。
- イ．上記アのカリキュラム修了後は、研修(現場体験を含む)の受講を通じ、「認知症高齢者ケアについて理解したこと」「今後の事業所運営に関して取り組みたいこと」などについて、レポート(A4用紙3枚程度)を作成し、知事及び市町(保険者)の長に対し提出するものとする。

実習施設

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、知事が適切に研修を行うことができるものと認められるもの。

受講の手続き等

- ア．受講の手続きは、知事が指示する様式により市町(保険者)の長を通じて知事に申し込むものとし、市町(保険者)の長は、特に新規開設を予定する事業者の推薦については、当該事業所の開設申請内容等を十分審査を行い、受講することが適当と認められる場合には、推薦書(様式第2号)を添えて申込みを行うものとする。
- イ．知事は受講の申込みに基づき、受講者を決定し、市町(保険者)の長に通知する。

修了証書の交付等

- ア .知事は、要綱 4(3) イに定めるレポートの提出が確認された研修修了者に対し、修了証書(様式第 3 号)を交付するものとする。
- イ .知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し管理する。
- ウ .知事は、各受講者の受講状況について、各所属事業所を開設する市町(保険者)の長あてに、通知するものとする。

実施上の留意事項

- ア .本事業の一部を受託して実施する介護保険施設・事業所等は、研修日程等の研修実施に必要な事項について県及び認知症介護指導者養成研修修了者等と協議し、事業に必要な講師を確保するとともに、事業の円滑な運営を図るものとする。
- イ .本事業の一部を受託して実施する介護保険施設・事業所等は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。

費用

研修参加者は、別途募集要項に定める費用を負担するものとする。

(4) 認知症対応型サービス事業管理者研修

研修対象者

次の要件を全て満たす者のうち、知事が適当と認めたものとする。

- ア .単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者
- イ .認知症介護実践研修における実践者研修(旧基礎課程を含む)を修了している者
- ウ .指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者については介護保険施設・事業所等において認知症介護業務に 3 年以上従事した経験を有している者
指定認知症対応型通所介護事業所の管理者については適切な指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識経験を有している者

実施内容

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理・運営に必要な知識を習得する研修を実施する。標準的なカリキュラムについては別紙 1 (4) のとおりとする。

受講の手続き等

要綱 4 (3) に同じ

修了証書の交付等

- ア．知事は、研修修了者に対し、修了証書（様式第 3 号）を交付するものとする。
- イ．知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し管理する。
- ウ．知事は、各受講者の受講状況について、各所属事業所を開設する市町（保険者）の長あてに、通知するものとする。

実施上の留意事項

要綱 4 (3) に同じ

費用

要綱 4 (3) に同じ

(5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

研修対象者

次の要件を全て満たす者のうち、知事が適当と認めたものとする。

- ア．指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者
- イ．認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了している者
- ウ．介護支援専門員

実施内容

指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護計画又は看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するために必要な知識及び技術を習得する研修を実施する。標準的なカリキュラムについては別紙 1 (5) のとおりとする。

受講の手続き等

要綱 4 (3) に同じ

修了証書の交付等

要綱 4 (3) に同じ

実施上の留意事項

要綱 4 (3) に同じ

費用

要綱 4 (3) に同じ

(6) 認知症介護指導者養成研修

実施主体

本事業は、認知症介護研究・研修東京センター（以下「センター」という）がその責任の下に事業を実施するものとする。

研修対象者および推薦手続き

県および介護保険施設・事業所等の長は、次のア～オ全てを満たした者についてセンターへ推薦するものとする。また、介護保険施設・事業所等の長からの推薦に当たっては、県を経由することとし、県は、当該者について下記ウについて確認の上、進達するものとする。なお、地域密着型サービス事業の長からの推薦にあたっては、市町を経由して、県へ進達するものとする。

ア．医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士又は精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者またはこれに準ずる者

イ．以下のいずれかに該当するもので、おおむね5年以上の認知症介護実務経験を有する者

(ア)介護保険施設・事業所等に就いている者（過去において介護保険施設・事業所等に就いていた者も含む。）

(イ)福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者

(ウ)民間企業で認知症介護の教育に携わる者

ウ．認知症介護実践リーダー研修（痴呆介護実務者研修専門課程）修了者であること

エ．認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事することを推薦者が認めている者

オ．地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

実施内容

ア．センターは、県から推薦を受けた者および介護保険施設・事業所等の長からの推薦を受けた者に対して実施する選抜考査の結果、研修対象者として認めた者に対して、認知症介護に関する専門的な知識及び技術ならびに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の修得を目的として、 の実施施設において実施される認知症介護指導者養成研修を受講させるものとし、具体的なカリキュラムは別紙1（6）のとおりとする。

また、センターは実習の実施のため、連携施設を確保するものとする。

イ．県は、本研修の実施に必要な費用のうち、研修受講料（ただし、受講者負担額を設定する場合は、その額を除いた額とする。）及び旅費等を補助するものとする。

実施施設

センター

受講の手続き等

受講の手続き等については、センターの研修要項に基づき実施する。

修了証書の交付等

ア．修了証書は、研修修了者に対し、センター長より交付されるものとする。

イ．知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

費用

研修参加者は、センターの募集要項に定める費用を負担するものとする。

(7) 認知症介護指導者フォローアップ研修

研修対象者

次の要件を全て満たす者のうち、知事が適当と認めたものとする。

ア (ア) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事している者

(イ) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事することが予定されている者

のいずれかの要件に該当する者

イ 認知症介護指導者養成研修又はフォローアップ研修修了後1年以上を経ている者

実施内容

ア．研修対象者に対して、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を習得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図ることを目的として、 の実施施設において実施されるフォローアップ研修を受講させるものとし、具体的なカリキュラムは別紙1(7)のとおりとする。

イ．県は、本研修の実施に必要な費用のうち、研修受講料(ただし、受講者負担額を設定する場合は、その額を除いた額とする。)及び旅費を補助するものとする。

実施施設

要綱4(6) に同じ

受講の手続き等

要綱4(6) に同じ

修了証書の交付等

要綱4(6) に同じ

費用

要綱4(6) に同じ

(附則)

平成18年4月	3日	一部改正
平成19年3月	13日	一部改正
平成22年2月	26日	一部改正
平成27年4月	1日	一部改正
平成28年4月	1日	一部改正
平成29年4月	1日	一部改正
平成30年4月	1日	一部改正
令和3年4月	1日	一部改正
令和4年4月	1日	一部改正
令和6年4月	1日	一部改正

(様式第1号)

		第 号
修 了 証 書		
		氏 名
		生年月日 年 月 日
あなたは厚生労働省の定める	{	認知症介護基礎研修
		認知症介護実践研修(実践者研修・実践リーダー研修)
を修了したことを証します		
		年 月 日
		指 定 法 人 名
		代 表 者 名

(様式第3号)

		第 号
修 了 証 書		
		氏 名
		生年月日 年 月 日
あなたは厚生労働省の定める		認知症対応型サービス事業開設者研修
		認知症対応型サービス事業管理者研修
		小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
を修了したことを証します		
		年 月 日
		長 崎 県 知 事

指定法人名 様

市町長

推 薦 書

下記の者について、 年度の下記研修を受講させたいので、特段の配慮をお願いします。

受講させたい研修			
推薦する者	氏名		
	事業所名	住所： 電話： FAX：	
	経験年数		
	既に受講した研修 (認知症 介護関係)	研 修 名	受講年次
			(年)
		(年)	
研修を受講することにより基準を満たす職名	代表者	管理者	計画作成担当者
既存の事業所において優先受講が必要な理由 (代表者を除く)			

(別紙1)

(1) - 1 認知症介護基礎研修 (eラーニング) 標準カリキュラム 自習、講義3時間 (180分)

科目	目的	内容	時間数	区分
認知症の人の理解と対応の基本	認知症の人を取り巻く現状、病状に関する基礎的な知識を学び、認知症ケアの基礎的な技術に関する知識とそれらを踏まえた実際の対応方法を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人を取り巻く現状 ・具体的なケアを提供するときの判断基準となる考え方 ・認知症の人を理解するために必要な基礎的な知識 ・認知症ケアの基礎的な技術に関する知識と実施上の留意点 	150分程度	自学習 (eラーニング)

(1) - 2 認知症介護基礎研修 (集合型) 標準カリキュラム 講義・演習6時間 (360分)

科目	目的	内容	時間数	区分
(1)認知症の人の理解と対応の基本	認知症の人を取り巻く現状、病状に関する基礎的な知識を学び、認知症ケアの基礎的な技術に関する知識を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人を取り巻く現状 ・具体的なケアを提供するときの判断基準となる考え方 ・認知症の人を理解するために必要な基礎的な知識 ・認知症ケアの基礎的な技術に関する知識 	180分	講義
(2)認知症ケアの実践上の留意点	認知症ケアの実践を行うために必要な方法について、事例演習を通じて、背景や具体的な根拠を把握の上、ケアやコミュニケーションの内容を検討する。自事業所の状況や自身のこれまでのケアを振り返り、認知症の人への対応方法を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人との基本的なコミュニケーションの方法 ・不適切なケアの理解と回避方法 ・病態・症状等を理解したケアの選択 ・行動・心理症状 (BPSD) を理解したケアの選択と工夫 ・自事業所の状況や自身のこれまでのケアの振り返り 	180分	演習

(2) 認知症介護実践研修 標準カリキュラム

(2) 認知症介護実践研修 標準カリキュラム

ア 認知症介護実践者研修 講義・演習24時間(1,440分) 実習：課題設定240分、職場実習4週間、実習のまとめ180分

科目	目的	内容	時間数	区分
1 認知症ケアの基本				
(1) 認知症ケアの理念・倫理と意思決定支援	認知症の人が望む生活を実現するため、認知症ケアの歴史の変遷や認知症ケアの理念、認知症の原因疾患、中核症状、行動・心理症状（BPSD）の発症要因、認知症ケアの倫理や原則、認知症の人の意思決定支援のあり方について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症ケアの理念と我が国の認知症施策 ・ 認知症に関する基本的知識 ・ 認知症ケアの倫理 ・ 認知症の人の意思決定支援 ・ 自己課題の設定 	180分	講義・演習
(2) 生活支援のためのケアの演習1	食事・入浴・排泄等の基本的な生活場面において、中核症状の影響を理解した上で、認知症の人の有する能力に応じたケアとしての生活環境づくりやコミュニケーションを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援のためのケア ・ 認知症の生活障害 ・ 認知症の人の生活環境づくり ・ 中核症状の理解に基づくコミュニケーション ・ 生活場面ごとの生活障害の理解とケア 	300分	講義・演習
(3) QOLを高める活動と評価の観点	認知症の人の心理的安定やQOL（生活・人生の質）向上を目指す活動に関する基本的知識、展開例、評価の観点と方法について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクティビティの基礎的知識と展開 ・ 心理療法やアクティビティの評価方法 	60分	講義・演習
(4) 家族介護者の理解と支援方法	在宅で介護する家族支援を实践する上で、その家族の置かれている状況や心理、介護負担の要因を理解し、必要な支援方法が展開できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族介護者の理解 ・ 家族介護者の心理 ・ 家族介護者の支援方法 	90分	講義・演習
(5) 権利擁護の視点に基づく支援	権利擁護の観点から、認知症の人にとって適切なケアを理解し、自分自身の現状のケアを見直すとともに、身体拘束や高齢者虐待の防止の意識を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護の基本的知識 ・ 権利侵害行為としての高齢者虐待と身体拘束 ・ 権利擁護のための具体的な取組み 	90分	講義・演習

(6) 地域資源の理解とケアへの活用	関係職種、団体との連携による地域づくりやネットワークづくり等を通じて、既存の地域資源の活用や認知症の人が地域で自分らしく暮らし続けるための地域資源の開発の提案ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人にとっての地域資源と実践者の役割 ・インフォーマルな地域資源活用 ・フォーマルな地域資源活用 ・地域資源としての介護保険施設・事業所等 	120分	講義・演習
2 認知症の人への具体的支援のためのアセスメントとケアの実践				
(1) 学習成果の実践展開と共有	認知症介護実践者研修におけるこれまでの学習成果を踏まえ、自施設・事業所での自らの認知症ケアを実践することにより、研修で得た知識を実践において展開する際に生じる気づきや疑問・課題を明らかにする。それらの自分自身の認知症ケア実践の課題や取り組みの方向性を検討し、他の受講者と共有することにより、知識の活用に関する幅広い視点を獲得。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人本人の声を聴く（自施設・事業所における実践） ・事例収集（自施設・事業所における実践） ・中間課題の発表と共有 	60分	講義・演習
(2) 生活支援のためのケアの演習2（行動・心理症状）	認知症の行動・心理症状（BPSD）が生じている認知症の人に対して、行動の背景を理解した上で生活の質が高められるようチームで支援できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・行動・心理症状（BPSD）の基本的理解 ・行動・心理症状（BPSD）の発症要因とケアの検討（事例演習） ・行動・心理症状（BPSD）の評価 ・生活の質の評価 	240分	講義・演習
(3) アセスメントとケアの実践の基本	認知症の人の身体要因、心理要因、認知症の中核症状のアセスメントを行い、具体的なニーズを導くことができるようアセスメントの基本的視点を理解する。アセスメントを踏まえた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人のアセスメントの基礎的知識 ・観察の方法とポイント ・アセスメントの実際（事例演習） ・実践計画作成の基礎的知識 ・実践計画作成の展開（事例演習） ・実践計画の評価とカンファレンス 	300分	講義・演習

3 実習				
(1)職場実習の課題設定	認知症の人が望む生活の実現に向けて、適切にアセスメントを行い、課題と目標を明確にした上で、ケアの実践に関する計画を作成することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・職場実習のねらい ・対象者選定 ・課題設定 ・4週間の行動計画の作成 	240分	講義・演習
(2) 職場実習（アセスメントとケアの実践）	研修で学んだ内容を生かして、認知症の人や家族のニーズを明らかにするためのアセスメントができる。アセスメントの内容をもとに、認知症の人の生活支援に関する目標設定、ケア実践計画及びケアの実践を展開できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・実習の準備 ・実習の開始 ・報告準備 	4週間	実習
(3) 職場実習評価	アセスメントやケア実践計画の実施結果を整理した上で、客観的に評価、分析し職場および自己の認知症ケアの今後の課題を明確にすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・職場実習報告 ・ケア実践計画の評価 ・職場への報告と展開 	180分	講義・演習

イ 認知症介護実践リーダー研修 講義・演習31時間(1,860分) 実習：課題設定240分、職場実習4週間、実習のまとめ420分

科目	目的	内容	時間数	区分
1 認知症介護実践リーダー研修総論				
(1)認知症介護実践リーダー研修の理解	チームにおける認知症ケアを推進する実践リーダーの役割とこの研修科目との関係性を踏まえ、研修の概要を把握する。実践リーダーとしての自己の課題を認識し、研修における学習目標を明確にする。	<ul style="list-style-type: none"> ・実践リーダーの役割 ・実践リーダー研修の概要 ・実践リーダーとしての課題の明確化 	90分	講義・演習
2 認知症の専門知識				
(1)認知症の専門的理解	一人の「人」としての理解を踏まえつつ、行動の背景の一つである認知症の病態を理解し、ケアができるよう、最新かつ専門的な知識を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する理解 ・原因疾患別の捉え方のポイント ・医学的視点に基づいた介入 ・認知症を取りまく社会的課題 	120分	講義・演習

(2) 認知症ケアに関する施策の動向と地域展開	認知症施策の変遷と最新の動向を理解する。地域における認知症施策の展開例を知り、地域包括ケアシステムの構築に必要な関係機関との連携・参画できる知識を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症施策の変遷 ・ 認知症施策の動向と認知症施策推進大綱の内容 ・ 地域における認知症ケア関連施策の展開 	210分	講義・演習
3 認知症ケアにおけるチームマネジメント				
(1) チームケアを構築するリーダーの役割	チームの構築や活性化のため、チームリーダーとしての役割を理解し、円滑にチームを運用する者であることを自覚する。次に、チームにおける目標や方針の設定の必要性を理解し、目標をふまえた実践の重要性と展開方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ チームの意味や目的、種類 ・ チームの構築及び活性化するための運用方法 ・ チームの目標や方針の設定と展開方法 	180分	講義・演習
(2) ストレスマネジメントの理論と方法	チームケアを円滑に運用するため、ストレスの仕組みと対処法を理解した上で、実践リーダーとして介護職員等のストレスの緩和やメンタルヘルスのマネジメントを実践することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ チームにおけるストレスマネジメントの意義と必要性 ・ ストレスマネジメントの方法 	120分	講義・演習
(3) ケアカンファレンスの技法と実践	チームケアの質の向上を図るため、ケアカンファレンスの効果的な展開方法を身につけ、チームにおける意思決定プロセスの共有を実現できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ チームケアにおけるケアカンファレンスの目的と意義 ・ ケアカンファレンスを円滑に行うためのコミュニケーション ・ 効果的なケアカンファレンスの展開 	120分	講義・演習
(4) 認知症ケアにおけるチームアプローチの理論と方法	多職種・同職種間での適切な役割分担や連携にあたって、認知症ケアにおけるチームアプローチの方法を理解し、実践するための指導力を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症ケアにおけるチームアプローチの意義と必要性(まとめ) ・ 認知症ケアにおけるチームの種類と特徴 ・ 施設・在宅での認知症ケアにおけるチームアプローチの方法 	180分	講義・演習
4 認知症ケアの指導方法				

(1) 職場内教育の基本視点	認知症ケアを指導する立場として、指導に関する考え方や基本的態度を学び、認知症ケアの理念を踏まえた指導に必要な視点を理解し、職場内教育の種類、特徴を踏まえた実際の方法を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成における介護職員等のとらえ方 ・指導者のあり方の理解 ・人材育成の意義と方法 ・職場内教育の意義 ・職場内教育（OJT）の実践方法 	240分	講義・演習
(2) 職場内教育（OJT）の方法の理解	介護職員等への指導に有効な技法の種類と特徴を理解し、職場で実践できる指導技術の基本を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内教育（OJT）における指導技法 ・指導における活用と留意点 	240分	講義・演習
(3) 職場内教育（OJT）の実践	これまでに学習した認知症ケアに関する指導技術について、食事・入浴・排泄等の介護、行動・心理症状（BPSD）、アセスメントとケアの実践などの具体的場面において、どのように活用していけば良いか、演習を通じて体験的に理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・食事・入浴・排泄等への介護に関する指導計画（事例演習） ・行動・心理症状（BPSD）への介護に関する指導（事例演習） ・アセスメント及びケアの実践に関する計画立案の指導方法（事例演習） ・自己の指導の特徴の振り返り 	360分	講義・演習
5 認知症ケア指導実習				
(1) 職場実習の課題設定	研修で学んだ内容を生かして、職場の介護職員等の認知症ケアの能力の評価方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等の認知症ケアの能力に関する評価方法の理解 ・介護職員等の認知症ケアの能力の評価方法の立案 ・実習計画の立案 	240分	講義・演習
(2) 職場実習	研修で学んだ内容を生かして、職場の介護職員等の認知症ケアの能力の評価、課題の設定・合意、指導目標の設定や指導計画を作成し、指導計画に基づいた認知症ケアを指導する。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケア能力の評価と課題の設定・合意 ・指導目標の立案方法の理解 ・指導目標に応じた指導計画の作成 ・指導計画に応じた指導の実施 	4週間	講義・演習

(3) 結果報告	職場実習を通して、認知症ケア指導の方法に関する課題やあり方について客観的・論理的に考察・報告し、実践リーダーとして指導の方向性を明確にできる。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケア指導の実践方法に関する自己の課題の整理と考察 ・認知症ケア指導に関する方向性の明確化 	420分	講義・演習
(4) 職場実習評価				

(3) 認知症介護サービス事業開設者研修 標準カリキュラム 講義 6時間 (360分)
 職場体験：8時間 (480分)

科目	目的及び内容	時間数
1 認知症高齢者の基本的理解	<p>認知症という病気と症状について、下記の事項に関し、基本的な理解を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医学的理解」 - 医学面から本人の生活に及ぼす影響を示し、生活障害としての理解を深めること。 ・「心理的理解」 - 高齢者への周囲の不適切な対応・不適切な環境が及ぼす心理面の影響の内容を理解すること。 ・認知症という障害を抱える中で自立した生活を送ることの意味と、それを支援することの重要性を理解する。 	60分
2 認知症高齢者ケアのありかた	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症高齢者の基本的理解」を基に、「権利擁護」や「リスクマネジメント」の基本的な知識を付与し、認知症高齢者が、自分の能力に応じて自立した生活を送るための支援を行うために必要な、基本的な考え方を理解する。 	90分
3 家族の理解・高齢者との関係の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者のみではなく、他の家族も含めた家族の理解と、高齢者と家族の関係を通して、認知症介護から生じる家庭内の様々な問題や課題を理解し、家族への支援の重要性について理解する。 	60分
4 地域密着型サービスの取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスの指定基準(特に「地域との連携」「質の向上」)について理解する。 ・認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の各事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。 	150分
現場体験	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所や介護従事者の視点ではなく、利用者の立場から各事業所におけるケアを体験することにより、利用者にとって適切なサービス提供のあり方、サービスの質の確保等について理解する。 	480分

(4) 認知症対応型サービス事業管理者研修 標準カリキュラム 講義9時間(540分)

科目	目的及び内容	時間数
1 地域密着型サービス基準	<ul style="list-style-type: none"> 適切な事業所運営を図るため、地域密着型サービスの目的や理念を理解する。 適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の各指定基準を理解する。 	60分
2 地域密着型サービスの取組み	<ul style="list-style-type: none"> 事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。 	90分
3 介護従事者に対する労務管理	<ul style="list-style-type: none"> 労働基準法の規定に基づき、適切な介護従事者の労務管理について理解する。 	60分
4 適切なサービス提供のあり方	<p>サービス提供に当たり、下記の事項等について、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。</p> <p><地域等との連携></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の家族・地域・医療との連携 運営推進会議の開催 <p><サービスの質の向上></p> <ul style="list-style-type: none"> アセスメントとケアプランの基本的考え方 ケース会議・職員ミーティング 自己評価・外部評価の実施 サービスの質の向上と人材育成 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護(高齢者虐待を含む)及びリスクマネジメント 記録の重要性 など 	330分

(5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 標準カリキュラム 講義9時間(540分)

科目	目的及び内容	時間数
1 総論・小規模多機能ケアの視点	<ul style="list-style-type: none"> 小規模多機能型ケアに関わる法的制度を理解し、小規模多機能ケアとその視点を理解する。 	60分
2 ケアマネジメント論	<ul style="list-style-type: none"> 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のサービスのあり方を理解し、適切なケアプランの作成に資するよう、本人本位の視点を理解し、一人一人の在宅生活を支えるための機能とマネジメントを理解する。 	60分
3 地域生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 本人の地域生活を支援するネットワークづくりと、そのあり方を理解する。また地域・他機関との連携について理解する。 	60分

4 チームケア (記録・カンファレンス・アセスメント・プラン)	・小規模多機能ケアの基本である、一人一人のニーズにチームで応えるチームケアについて理解する。	60分
5 居宅介護支援計画作成の実際	・「ケアマネジメント論」並びに「地域生活支援」等の講義内容を踏まえ、講義及び実際の事例を用いた演習を通じて小規模多機能型居宅介護計画の作成並びに他の居宅サービス利用を含めた居宅介護支援計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成について理解する。	講義 60分 演習 240分

(6) 認知症介護指導者養成研修 標準カリキュラム 講義・演習112時間(うち30時間は職場におけるオンライン研修)、職場実習5週間(25日)、他施設・事業所実習21時間

科目	目的	内容	時間数	区分	オンラインで実施可の科目
1 認知症介護研修総論					
(1) 認知症介護実践者等養成事業の実施	認知症介護実践者等養成事業における各研修の目的や実施の背景、認知症介護指導者養成研修修了者(以下「指導者」という。)の役割について理解し、各研修の現状と課題を踏まえた実施方法を具体的に把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護実践者等養成事業の目的と実施の背景(事前課題) ・実践研修等の概要(事前課題) ・実践研修等の展開状況(事前課題) ・指導者の役割と実践事例 	1時間	講義	可
(2) 認知症ケアに関する施策と行政との連携	認知症ケアに関連する施策の動向及び施策に位置づけられた認知症ケアの専門職の役割やスキルを理解する。行政の役割を理解し、行政と効果的に連携・協働するための視点を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアと認知症施策の歴史(事前課題) ・最新の認知症施策の動向(事前課題) ・関連専門職の役割とスキル(事前課題) ・指導者と行政との連携のポイントと事例 	1時間	講義	可

(3) 研修の目標設定と研修総括	認知症介護指導者養成研修の目的を踏まえ、自己課題を設定し、その達成状況について自己評価できる。自己課題の設定とその評価の経験を基にして、指導者としての自己研鑽のあり方を考察する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の目標設定 ・目標の達成状況の評価 ・今後の取り組みの検討 ・指導者のネットワークについて 	9時間	講義 ・ 演習	可
2 認知症ケアにおける教育の理論と実践					
(1) 教育方法論	認知症ケアの現場や認知症介護実践者等研修において活用する技法の特徴を理解し、それらを活用して、介護職員等の課題解決力を高めるための支援ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・討議法の特徴と活用 ・課題分析に関する技法の特徴と活用 ・事例検討法の特徴と活用 ・認知症ケア実践における課題解決技法の活用（演習） 	14時間	講義 ・ 演習	一部可
(2) 授業設計法	認知症ケアにおける授業（講義・演習）計画書の作成の際に必要な基本的考え方や方法を理解する。模擬授業の計画作成を通して、授業のあり方について理解し、授業のねらいを踏まえた教材を準備することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・授業計画や教材作成の基本的考え方 ・授業のねらいの設定 ・授業のねらいを達成するための学習内容と授業の構造 ・授業計画作成及び効果的な授業の実施のポイント ・授業の評価と改善方法 ・授業計画及び教材作成（演習） 	28時間	講義 ・ 演習	一部可
(3) 模擬授業	授業計画に基づく講義・演習を展開できる。模擬授業での演習の成果や評価結果に基づいて、授業のねらいや内容、方法について改善のための提案ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・模擬授業の実施 ・受講者間の討議による模擬授業の評価 ・授業計画及び教材の修正 	14時間	演習	一部可

(4) 研修企画と評価	研修の位置づけや受講者の力量等、研修の条件に合わせた研修目標やカリキュラム構築及びその評価方法の基本的考え方について理解し、適切な研修企画ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム構築の基本的知識 ・研修目標の設定 ・研修内容と順序の検討 ・研修カリキュラムの評価 	5時間	講義・演習	一部可
3 認知症ケア対応力向上のための人材育成					
(1) 人材育成論	認知症ケアの特徴を踏まえた人材育成について理解する。キャリアパス構築等効果的な人材育成のための組織体制づくりのあり方を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアにおける人材育成 ・人材育成における動機づけの理解 ・効果的な人材育成のための組織体制づくりと運用 	3時間	講義	可
(2) 成人教育論	成人教育学における成人の特徴を理解し、効果的な支援のあり方を考察する。	<ul style="list-style-type: none"> ・成人教育学の基本的考え方 ・教育者の役割と倫理 ・学習支援の方法 	3時間	講義・演習	不可
(3) 認知症ケアに関する研究法の概論	認知症ケアについての学術的な課題設定、データ収集、分析及び評価などの方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学術的な研究の考え方とプロセス ・研究課題の設定 ・介入方法に合わせたデータ収集の方法 ・分析と仮説の検証 ・研究成果のまとめ方やプレゼンテーション 	2時間	講義・演習	可
(4) 職場研修企画	研修で学んだ内容を生かして、認知症ケアにおける実習企画、その実践及び評価をすることができる。職場実習における取り組みの成果を分かりやすく報告することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・職場実習に関するオリエンテーション ・職場実習企画書の作成 	14時間	演習	一部可
(5) 職場実習		<ul style="list-style-type: none"> ・企画書に基づいた実践 	5週間	実習	不可

(6) 職場実習 (振り返り)		・ 職場実習全体の振り返り	3 時間	演習	可
(7) 職場実習 報告		・ 取組み成果の報告	14 時間	演習	可
4 地域における認知症対応力向上の推進					
(1) 共生のために地域で支え合う体制づくり	地域包括ケアシステムや認知症とともに生きる共生社会づくりのための関係機関との連携体制の構築についての基本的考え方を理解し、地域において認知症の人が自分らしく暮らし続けるための支援体制に関する課題解決の提案ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共生及びそのための関係機関等との連携に必要な基本的考え方（事前課題） ・ 関係機関等との連携体制における指導者の位置づけと役割（事前課題） ・ 医療・介護・地域連携等の実践事例・地域における認知症の人に対する支援体制づくりの目標と課題の整理 	1 時間	講義 ・ 演習	可
(2) 他施設・事業所	認知症の人の生活における課題の解決のため、他施設・事業所の認知症対応力の向上に向けた指導を実践的に展開することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実習オリエンテーション（事前課題） ・ 認知症対応力向上の取り組みに際して必要となる知識・技術の理解 ・ 実習施設・事業所の認知症ケアの課題に関する情報収集及びその分析 ・ 実習施設・事業所の認知症ケアの課題の発生要因の説明 ・ 実習成果の振り返りとスーパーバイザーとしての自己の課題の明確化 	21 時間	講義 ・ 演習 ・ 実習	不可

(7) 認知症介護指導者フォローアップ研修 講義・演習28時間、研究授業12時間

テーマ	研修目標
1 最新の認知症介護知識（講義・演習 8 時間）	最新の認知症介護の知識と指導方法等について理解を深める。
2 認知症介護における人材育成方法（講義・演習 8 時間）	チームアプローチとリーダーシップ、スーパーバイズ、コーチングを中心に、認知症介護における人材育成方法を修得する。
3 認知症介護における課題解決の具体的方法（演習12時間）	認知症介護における課題解決の具体的方法を修得する。
4 認知症介護における効果的な授業開発（研究授業12時間）	認知症介護研修における効果的な授業の企画・運営のあり方、研修の教育評価方法を修得する。

「1 最新の認知症介護知識」においては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」に基づく養介護施設従事者として必要な知識の付与に努めるものとする。